

令和6年3月農業委員会定例総会議事録

- 1 開催日時
令和6年3月28日（木）
開会 午後1時30分
閉会 午後2時10分
- 2 開催場所
尾張旭市役所 201会議室（南庁舎2階）
- 3 出席委員
農業委員9名
- 4 欠席委員
水野政起委員
- 5 傍聴者
なし
- 6 出席した事務局職員
事務局長、事務局次長、課長補佐、主査2名
- 7 議題等
第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第5号議案 農用地利用集積計画の決定について
報告事項
報告事項5 農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について
- 8 会議の要旨

会 長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、9名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより3月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委 員	【異議なしの声】
会 長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、横井利夫委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件としては、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」が1件、第5号議案「農用地利用集積計画の決定について」が6件でございますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは早速ですが、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>

課長補佐	<p>それでは、第4号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」説明をします。</p> <p>この議案は、農地法第5条の規定による許可申請があったため、本市農業委員会の意見を求めるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>その他、農地転用に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしく申し上げます。第4号議案の説明は以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、調査されました委員の方から調査報告をお願いします。</p>
飯沼勝則 委 員	<p>3月22日、現地を調査しました。</p> <p>申請地は、中央通りを南へ行き、宮下橋を渡り坂を上りきったところの交差点を右折し100メートル程のところにあります。</p> <p>周辺状況ですが、市街化調整区域で農地と住宅が混在しており、西側と東側は農地に隣接しています。北側は竹林になっており、南側は市道白山山畑1号線です。申請地については、周辺との隣接部分の雑草は綺麗に刈られていました。</p> <p>申請目的ですが、申請者は造園業を営んでおり、岩、庭石等の資材置場として借りていた土地が所有者の都合により借りることができなくなってきたところ、申請地の所有者がその法人の役員であり、法人から非常に近いことから、申請に至ったとのことでした。</p> <p>周辺への影響ですが、土地造成はせず、雨水については南の方に流れる計画になっています。</p> <p>雨水については、小雨の時と大雨の時の2日間現地を確認したところ、小雨の時はほとんど水の流れはなく、自然浸透しているようでした。大雨の時は水は南に流れており、西と東の農地には流れていませんでした。雨水は大部分が自然浸透し、特別隣接農地には影響を及ぼさないと考えられます。</p> <p>現在資材置場となっているため、用途以外には使用しないと判断できること、万一周辺農地に影響を及ぼした場合には責任をもって解決することと隣接土地所有者に説明済みであることが記載されていること、借受人、貸付人の始末書が付されていることから、調査員の意見としては、許可の基準を満たしており、許可相当と考えます。</p> <p>よろしくご審議をお願いします。</p>
会 長	<p>説明が終わりましたので、何か質問はございませんか。</p> <p>【質疑応答】</p>
森下幸夫 委 員	<p>異議はありませんが、事務局から無断転用の通知を出していたとのことなので、もっと早く申請いただければよかったですと思います。</p>

会 長	資材置場にする前に申請されるべきでしたが、結果としては、今回、無断転用が解消されることとなります。
松原昭平 委 員	以前の西の野町の農地もそうでしたが、無断転用して後から許可申請をすればよいということにならないでしょうか。
課長補佐	長年無断転用されているところは許可申請いただいておりますが、今後新たに無断転用された農地はその時点で指導していきます。
事務局次長	申請地については、以前農地転用の話がありましたが、一度指導して資材置場から農地に戻していただきました。しかし、再度資材置場となり、今回の申請に至ったという経緯があります。
会 長	今後新たに発生した無断転用農地については、その時点で確認していく必要があると思います。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。 第4号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手全員により、第4号議案について、許可相当とすることに決定しました。 続いて、第5号議案「農用地利用集積計画の決定について」事務局から説明をお願いします。
課長補佐	それでは、第5号議案について説明します。 この議案は、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、市町村が農用地利用集積計画の決定を農業委員会に求めるもので、農地中間管理機構が土地所有者と耕作者、それぞれと同時に賃借権を設定するものでございます。 内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。 【第5号議案 調書の説明】 なお、権利の設定を受ける者は、農地中間管理機構である愛知県農業振興基金であることから、従前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件に適合していることを申し添えます。よろしくご審議お願いします。
会 長	説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。 第5号議案について、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
森下幸夫 委 員	賃借権と使用貸借の違いは何ですか。
課長補佐	賃借権は借賃が発生しますが、使用貸借は発生しません。
森下幸夫 委 員	受け手が同一でも地権者によって賃貸借と使用貸借があるのはなぜですか。
事務局	地権者と受け手の同意があったところについては、使用貸借となりました。

飯沼勝則 委 員	借賃は5年分の金額ですか。
課長補佐	1年分の金額です。
事務局次長	1平方メートル当たり6円です。
杉原圭子 委 員	受け手の方は女性でしょうか。
課長補佐	女性です。
杉原圭子 委 員	最初からこれだけ多くの面積で農業が可能ですか。
課長補佐	元々農業関係で働いており、既に農業をやられていますので、拡大していくというものです。
飯沼勝則 委 員	先月の最適化活動に係る打合せで報告がありました。多くの道具を借りて実施されるとのことで、具体的な作物や販路もしっかりと計画されていたように思います。
会 長	他に質問もないようですので、採決に移ります。第5号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委 員	【挙手全員】
会 長	挙手多数により、第5号議案については賛成することに決定しました。
会 長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。 次に報告事項に移ります。報告事項5「農地法第4条及び第5条の規定による届出の専決について」、事務局より報告をお願いします。
課長補佐	それでは、報告事項5「農地法第4条及び第5条による届出の専決について」説明させていただきます。 1としまして、農地法第4条による届出が、1件で238平方メートル、主な概要は、北原山町地内で集合住宅等1件です。 2としまして、農地法第5条による届出が6件で978平方メートル、主な概要は、北原山町地内ほかで一般個人住宅5件、露天駐車場1件です。 これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。 【質疑応答】
会 長	質問もないようですので、本日の議事はこれもちまして終了いたしました。 その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。

事務局	<p>1点ございます。</p> <p>お手元にお配りしました「令和6年度最適化活動の目標の設定等」についてです。</p> <p>農水省の通知では、農業委員会は3月末までに次年度の目標を設定し、4月末までに公表することとされています。つきましては、別添のとおり令和6年度の最適化活動の目標を設定させていただきましたので、内容をご確認いただき、ご意見等があれば4月10日（水）までにご連絡いただければと思います。内容の詳細については、事務連絡にて説明いたします。</p> <p>また、今年度の農業委員の皆さん及び農業委員会全体の活動に対する点検・評価については、5月末までに実施することとなっていますので、改めてご案内させていただきます。お知らせは以上です。</p>
会長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は4月26日（金）午後3時から201会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>